条例第33号

宇和島市地域情報ネットワーク施設設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月１日

宇和島市長　岡原文彰

宇和島市地域情報ネットワーク施設設置条例の一部を改正する条例

宇和島市地域情報ネットワーク施設設置条例（平成20年条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>（加入時負担金等）
第９条　市長は、ネットワーク施設接続に要する費用に充てるため、加入者から別表第１に定める加入時負担金を徴収する。ただし、既に家屋等に光成端箱が設置されている場合は、別表第１に定める再加入時負担金を徴収する。</td><td>（加入時負担金等）
第９条　市長は、ネットワーク施設接続に要する費用に充てるため、加入者から別表第１に定める加入時負担金を徴収する。ただし、既に家屋等に光成端箱が設置されている場合は、別表第１に定める再加入時負担金を徴収する。
<u>２　既に光ケーブルインターネットに加入している者が、光インターネット速度を変更したときは、別表第１に定める速度変更負担金を徴収する。</u></td></tr>
<tr><td>別表第１（第９条関係）
加入時負担金等<table>
<tr><th colspan="2">種別</th><th>金額</th><th>適用</th></tr>
<tr><td rowspan="3">光ケーブルインターネット又はケーブルテレビ</td><td>加入時負担金</td><td>38,500円</td><td>既存光クロージャから引込線を新たに設置したとき</td></tr>
<tr><td>追加加入時負担金</td><td>16,500円</td><td>引込線が設置済みのとき</td></tr>
<tr><td>再加入時負担</td><td>5,500円</td><td>引込線が設置済みのと</td></tr>
</table></td><td>別表第１（第９条関係）
加入時負担金等<table>
<tr><th colspan="2">種別</th><th>金額</th><th>適用</th></tr>
<tr><td rowspan="3">光ケーブルインターネット又はケーブルテレビ</td><td>加入時負担金</td><td>38,500円</td><td>既存光クロージャから引込線を新たに設置したとき</td></tr>
<tr><td>追加加入時負担金</td><td>16,500円</td><td>引込線が設置済みのとき</td></tr>
<tr><td>再加入時負担</td><td>5,500円</td><td>引込線が設置済みのと</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

	金		き

別表第２（第10条関係）

インターネット利用料

種別	金額
光インターネット接続	月額　5,720円
ビジネス光インターネット接続	月額　9,350円
集合住宅用光インターネット接続	月額　次の式により算出した額 入居可能戸数×3,300円

	金		き
光ケーブルインターネット	速度変更負担金	11,000円	光インターネット速度を変更したとき

別表第２（第10条関係）

インターネット利用料

種別	金額
光インターネット接続	月額　5,720円
10G光インターネット接続	月額　7,370円
ビジネス光インターネット接続	月額　9,350円
10Gビジネス光インターネット接続	月額　11,000円
集合住宅用光インターネット接続	月額　次の式により算出した額 入居可能戸数×3,300円

附　則

この条例は、公布の日から施行する。